

広島県告示第千八百三十三号

次の広島県告示で指定した特定農業用ため池の指定を解除した。

令和五年九月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	令和二年広島県告示第七百七十八号
所在地	特定農業用ため池の名称 増井外一箇所(別表二のとおり)
広島県江田島市	

告示番号	令和三年広島県告示第二十三号
所在地	特定農業用ため池の名称 風呂ヶ谷池(別表一のとおり)
広島県安芸高田市	

告示番号	令和三年広島県告示第六百号
所在地	特定農業用ため池の名称 青迫上池(別表一のとおり)
広島県安芸高田市	

別表一から別表二は、添付を省略し、広島県のホームページに掲載するとともに、広島県農林水産局農業基盤課に備え置いて縦覧に供する。